2　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

㈠　四―［六―（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ］―四―シアノビフエニル及びこれを含有する製剤

㈡　アセトニトリル四〇パーセント以下を含有する製剤

㈢　N―［（RS）―シアノ（チオフエン―二―イル）メチル］―四―エチル―二―（エチルアミノ）―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤

㈣　四―シアノ―三―フルオロフエニル＝四―［（三E）―ペンタ―三―エン―一―イル］ベンゾアート及びこれを含有する製剤

㈤　二―シアノ―N―メチル―二―［三―（二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五（二H）―イリデン）―二・三―ジヒドロ―一H―イソインドール―一―イリデン］アセトアミド（別名ピグメントイエロー一八五）及びこれを含有する製剤

㈥　四―［トランス―四―［二―（トランス―四―ブチルシクロヘキシル）エチル］シクロヘキシル］ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

㈦　四―［トランス―四―［二―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）エチル］シクロヘキシル］ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

3　この政令は、平成二二年一二月三一日から施行することとした。ただし、2の規定については、公布の日から施行することとした。

◇スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（政令第二四三号）（内閣府本府）

1　国際平和協力隊の設置

㈠　国際平和協力本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、住民投票の公正な執行の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成二三年三月三一日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。

㈡　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。

2　国際平和協力手当

㈠　協力隊の隊員に、スーダンにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六、〇〇〇円と一万円の間で二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。

㈡　国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。

3　隊員の定員は、一〇人とすることとした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項、第二十三条第二号、第二十五条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ロ中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四号の四」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十三年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法第二十三条第二号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算については、新令第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第二号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算についても、同様とする。

国土交通大臣　馬淵　澄夫

内閣総理大臣　菅　**直**人

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十一号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十六条第一項、第二十三条の八及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「製剤」の下に「（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）」を加え、「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第六項中「第二項から」を「第三項から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同項第七号中「防護わく」を「防護枠」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。